

小田原市内の事業者の皆様へ

# 事業系廃棄物に関するパンフレット

小田原市

(令和5年4月)

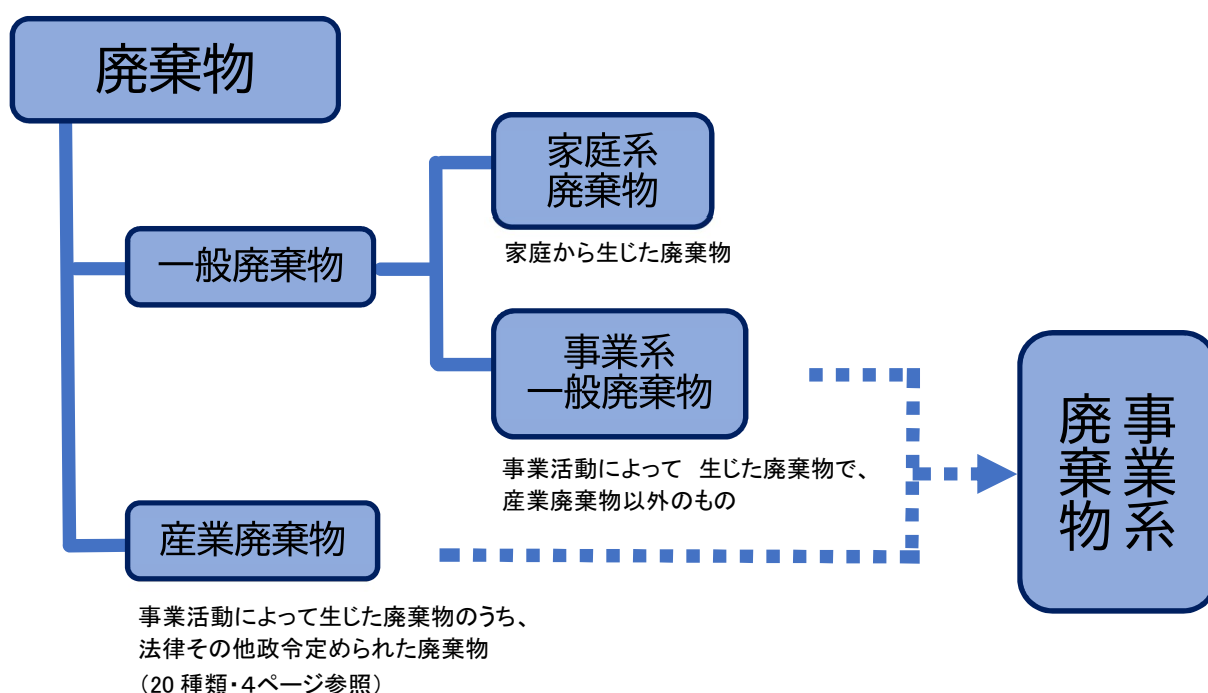
# 1 事業者の責務

事業活動に伴い事務所や店舗などから排出される廃棄物（ごみ）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」及び「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」において、次のようなことが事業者の責務として定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において処理すること  
※自ら処理とは、許可事業者処理を委託することも含まれます。
- 廃棄物の発生抑制・再利用等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めること
- 廃棄物の減量・適正処理等について国や市に協力しなければならないこと

# 2 廃棄物の区分

廃掃法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しています。



### 3 事業系廃棄物の処理方法

#### 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物を処理する場合は、自ら市の環境事業センター（有料）や民間の処分許可事業者へ直接持ち込むか、本市が許可した（貴社が契約している）一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼してください。本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市のホームページでご確認ください。

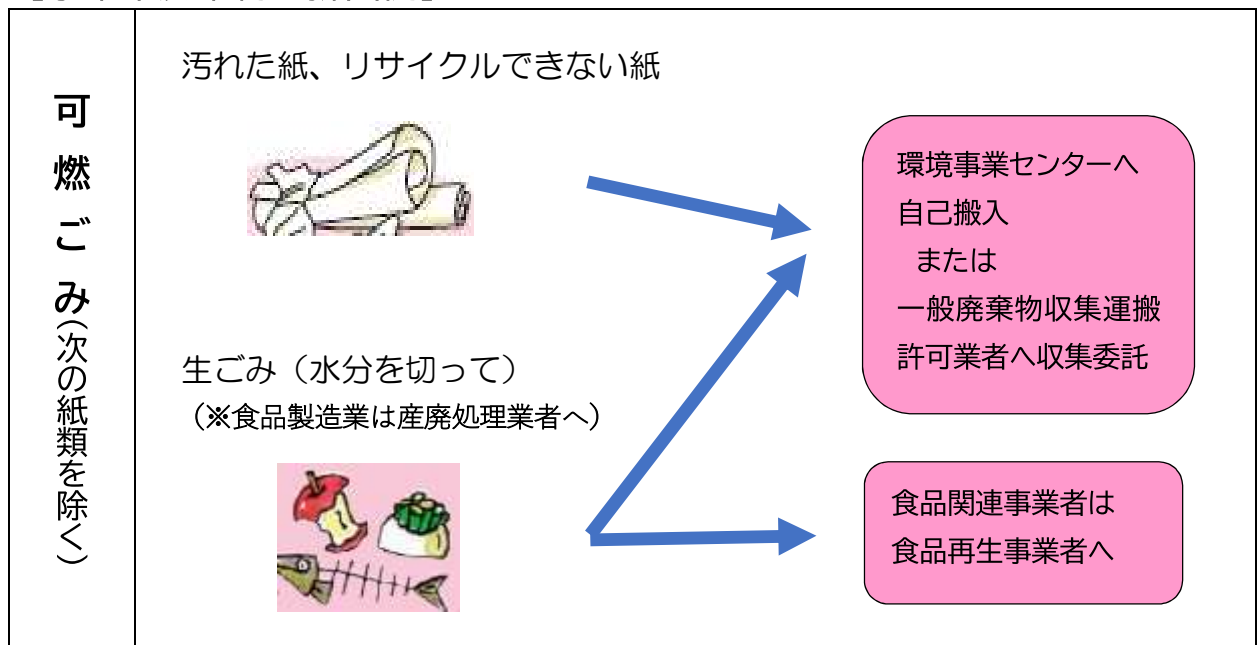
#### 産業廃棄物の処理方法













産業廃棄物は、市の環境事業センターに搬入できません。

一般家庭から排出されるごみと変わらないものであっても、事業活動に伴って生じ、産業廃棄物に該当するものは、すべて産業廃棄物になります。

産業廃棄物を処理・処分できる許可を受けた産業廃棄物処理事業者に依頼し、適正に処理・処分してください。産業廃棄物の適正処理に関することや産業廃棄物処理事業者は、神奈川県ホームページをご確認ください。

#### 【事業系廃棄物の排出例】



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紙類</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ダンボール</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>紙パック</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>新聞紙</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>雑紙 (菓子箱等)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>シュレッダー くず</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>その他紙 (レシート等)</p>  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #e0ffe0; padding: 10px; margin-top: 20px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集委託または古紙再生業者へ自己搬入するなど再利用に努めてください。</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">不燃ごみなど(産業廃棄物)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>廃プラスチック (ペットボトル) (トレー) (発泡スチロール) (ビニール袋)</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>金属くず (かん含む)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ガラスくず (びん含む)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>陶器</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>電池</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>廃油 汚泥</p>  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin-top: 20px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">産業廃棄物処理業者へ</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">など</p>

## 【産業廃棄物の種類と具体例】

分類	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却灰、石炭がら、産業廃棄物の焼却残さなど
	2 汚泥	工場の排水処理や製造業生産工程などから排出される泥状のもの
	3 廃油	潤滑油、洗浄用油、エンジンオイル、動植物性油などの廃油
	4 廃酸	廃塩酸、廃硫酸などのすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃苛性ソーダ水溶液などのすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃発泡スチロール、ペットボトル、ビニール袋など
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、スクラップ、空き缶など
	9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類、生コンクリートくず、レンガくず、陶磁器類、廃石膏ボードなど
	10 鉱さい	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂、製鉄所の炉の残さいなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片など
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業（注）、製紙業、製本業などから排出された紙くず
	14 木くず	建設業（注）、木材製造業、木製品製造業などから排出された木くず・貨物流通のために使用したパレット及びパレットへの積付けのために使用したこん包用木材
	15 繊維くず	建設業（注）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から排出される天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業などから排出された動植物性残さ
	17 動物性固形不要物	と畜場や食鳥処理場において処理されたあとの不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿、畜舎排水
	19 動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体
20 その他	1～19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの（例：コンクリート固形化物等）	

※注 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

## 4 ごみの減量に向けた取組み

※市では、3つのRに2つのRを加えた5Rを推進しています。

廃棄物を適正に処理することはもちろんですが、まずは「出さない」ことが大切です。そのためには、事業所全体で取り組むとともに、一人ひとりが廃棄物を減らそうとする意識を持ち、実際に行動に移していくことが必要です。

### REDUCE (リデュース) 発生抑制

+++++

- ◆ 製品をつくるときに、原材料を無駄なく効率的に利用するよう工夫する。
- ◆ 過剰包装を抑制し、簡易包装等の利用、普及に努める。

### REUSE (リユース) 再使用

+++++

- ◆ 再使用可能な商品を、開発や販売等を促進する。
- ◆ 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。

### RECYCLE (リサイクル) 再生利用

+++++

- ◆ ごみの排出の際は、資源ごみを分別し、資源リサイクルに回す。
- ◆ 製品を製造する際は、リサイクル原材料を利用する。

### REFUSE (リフューズ) 断絶

+++++

- ◆ 過剰包装はしない、または、断る。
- ◆ 不要なものは、貰わない、持ち帰らない。

### REPAIR (リペア) 修理

+++++

- ◆ 洋服や家具などを修理したり、リメイクしたりする。
- ◆ 製品は、壊れた部品などを交換・修理できる仕様にする。



## 5 事業系廃棄物に関する Q&A

Q1 事業系廃棄物を適正処理・減量化することでメリットはありますか。

A1 排出段階で分別を徹底することにより、多くのものがリサイクル可能となり、ごみ量を減らすことができることから、ごみ処理経費の削減にもつながります。

また、環境問題が注目されている中、ごみの減量やリサイクルへの取組は、社会貢献につながるとともに、会社のイメージアップにもなります。

Q2 市の環境事業センターに直接搬入する場合はどうしたらいいですか。

A2 市内の事業所で発生した事業系廃棄物のうち、可燃ごみについては、自社の車両で持ち込むことができます。その場合、1kg 当たり 25 円（ただし、請求は 5kg 単位）をお支払いいただきます。

また、環境事業センターは、平日の午前 8 時 20 分から午前 11 時 30 分まで、午後 1 時から午後 4 時まで、事業系廃棄物の自社搬入を受け付けています。

Q3 飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか。

A3 飲食店など（ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの）は、食品製造業には該当しません。

Q4 事業所の従業員が飲食した弁当のプラ容器やジュースの空き缶を事業所から排出する場合は、どうしたらいいですか。

A4 従業員が出した弁当のプラ容器、缶、びん、ペットボトル等は事業者が排出したごみと同様の扱いになるので、産業廃棄物になります。

Q5 自社の敷地内に埋め立ててもいいですか。

A5 廃掃法では、許可のない廃棄物の埋立を禁止しています。自社の敷地内であっても不法投棄となります（5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科、法人に対しては 3 億円以下の罰金）。

また、廃棄物を不法に投棄すると、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下（法人の場合は 3 億円以下）の罰金又はこの併科に処されることがあります。

また、不法投棄を目的として廃棄物を収集・運搬した者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科に処されることがあります。

市内の再生（リサイクル）関係事業者

分類	会社・団体名	所在地	電話番号
剪定枝(草、木くずなど)	株式会社川久保組	小田原市曾我別所 408	0465-42-0527
生ごみ(食品廃棄物)	株式会社二見	小田原市中町 3-13-22	0465-23-3125
紙類	小田原市古紙リサイクル事業組合 (事務局:株式会社二見 内)		

契約事業名・連絡先等

小田原市環境事業センター  
小田原市久野 3768 番地  
0465-34-7325